

第2回制度審議部会資料
令和4年1月25日

個人情報保護条例の見直し

(個人情報保護法改正による一元化)

市長室市民情報サービス課

条例にあって改正法にない規定

1. 事業者の責務について【条例 4 条】 …… 3 頁
2. 市民の責務について【条例 5 条】 …… 4 頁
3. 収集の制限について【条例 7 条 2 項, 3 項】 …… 5 頁
4. 特定個人情報の利用及び提供の制限について【条例 9 条の 2, 9 条の 3】 …… 7 頁
5. 電子計算機処理の制限について【条例 11 条】 …… 8 頁
6. 電子計算機結合の制限について【条例 12 条】 …… 10 頁
7. 開示請求に係る存否応答拒否の審議会への報告義務について【条例 17 条の 2 - 2 項】 …… 12 頁
8. 通知書に非開示事由に該当しなくなる時期の明示することについて【条例 19 条 3 項】 …… 13 頁
9. みなし非開示等決定について【条例 19 条 6 項, 24 条 5 項, 25 条の 4 - 4 項】 …… 14 頁
10. 開示時の本人確認について【条例 20 条 4 項】 …… 15 頁
11. 簡易な開示について【条例 21 条】 …… 16 頁
12. 訂正請求時の証明資料の提出について【条例 23 条 2 項】 …… 17 頁
13. 出資法人の講ずべき措置について【条例 30 条】 …… 18 頁
14. 市職員の人事等に関する個人情報について【条例 35 条 3 項】 …… 20 頁

※ 但し、定義及び他制度との調整等、検討を要しないものについては、除外する。

1. 事業者の責務について【条例4条】

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

▷ 平成9年5月に神戸市個人情報保護検討委員会が設置され、神戸市長から神戸市における個人情報保護制度のあり方について検討依頼を受けて当委員会で条例案の検討を重ね、同年8月に報告された。
この報告書（以下「平成9年報告書」という。）の内容が現行条例の基礎となっている。

▷ 事業者の責務に関する平成9年報告書の内容はつぎのとおりである。

- 1 個人情報の保有者が市であっても事業者であっても、不適切な取扱いによる個人の権利利益を侵害するおそれは同じである。そこで、市内で活動する事業者に対して、個人情報保護の必要性についての注意を喚起するため、事業活動において個人情報を取り扱う上での一般的責務を課すものとする。
- 2 「必要な措置」とは、個人情報の取扱いに関する規程の作成、責任体制の明確化とその整備、従業員に対する啓発や研修の実施等をいう。

▷ 平成9年当時は、民間事業者を規律する法の整備がされていなかったが、平成15年に個人情報保護法が制定され、個人情報取扱事業者（但し、過去6か月以内に5,000件を超える個人情報データベースを保有する事業者）を対象として、個人情報に関する義務が課されることになった。その後、平成27年の個人情報保護法改正（平成29年5月30日施行）により、個人情報取扱事業者は保有個人データ数によることなく、個人情報保護法の適用を受けることになった。

▷ 今回の法改正に伴い、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人についても個別に規律されることになったが、個人情報取扱事業者については、改正法第4章において規律されているところである。

▷ このような状況のなかで、引き続き事業者に対する一般的責務に関する規定を置く必要があるのかどうか。

2. 市民の責務について【条例5条】

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

▷ 市民の責務に関する平成9年報告書の内容はつぎのとおりである。

個人情報の保護に当たっては、市民一人一人の努力がなければ達成できない。市民自らも加害者となりうるという意識を持ち、他人の権利を侵害しないよう、市民に対しても求めるものとする。

▷ 個人情報保護法では、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関して国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

▷ 改正法では、官民共通の基本法的部分と民間事業者、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等についての規律が個別に規定された一般法的部分からなるが、本条のような国民に対する一般的責務に関しては基本法的部分においても存在しない。

▷ 本条は市民に対する努力義務規定ではあるが、引き続き市民に対する一般的責務に関する規定を置く必要があるのかどうか。

3. 収集の制限について【条例7条2項, 3項】

第7条 実施機関は、個人情報等を収集しようとするときは、個人情報等を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報等を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に規定があるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報等の提供を受けるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報等、個人の特質を規定する身体に関する個人情報等並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報等を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

▷ 改正法における個人情報の保有（取得）に関する規定は以下のとおりである。

第61条① 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。（略））の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

② 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

③ 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第 64 条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

▷ 条例では、個人情報は本人から収集することを原則としつつ、その例外事項として 5 項目を規定し、個人情報のうち機微情報の収集については原則禁止としつつ、その例外事項として 2 項目を規定している。

▷ 一方、改正法では、行政機関等による個人情報の保有（取得）は、改正法第 61 条の規定により法令（条例及びこれに基づく規則を含む。）の定める事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定しなければならないとし、改正法第 64 条の規定により偽りその他不正の手段で、個人情報を取得することを禁じている。

したがって、行政機関等は特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を保有できず、要配慮個人情報を取得する場合も含めて、特定された利用目的のために必要な場合に限られるため、条例のような本人同意なしの取得を原則として禁止する、あるいは機微情報の収集を原則として禁止するような規定は設けられていない。

▷ また、改正法 129 条では、地方公共団体に置く審議会への諮問について規定しているが、個人情報保護委員会としては、審議会の役割は個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や制度のあり方に関する調査審議に主な役割となることを想定しており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることを許容しないとしている。これは、法による全国的な共通ルールのもとで、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られるためとしている。

▷ このような状況のなかで、引き続き収集の制限を規定する必要があるのかどうか。

4. 特定個人情報の利用及び提供の制限について【条例9条の2, 9条の3】

第9条の2 実施機関は、第7条第1項の規定により明確にされた事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、事務の目的以外の目的に特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

- ▷ 「特定個人情報」とは、データベースや書類上に個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を含む個人情報のことをいう。
- ▷ 本条は、実施機関が収集した特定個人情報を利用目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用することや、外部に提供することについて制限を定めたものである。
個人番号の取扱いについては、特別法である番号法の直接適用を受けるため、条例では特定個人情報について番号法の趣旨を踏まえ、条例第9条の2により特定個人情報の利用制限を、また、条例第9条の3により特定個人情報の提供制限を確認的に規定している。
- ▷ 条例第9条の2で規定している特定個人情報の利用の制限については、改正法では法第69条第1項及び第2項の規定において、改正番号法第30条及び第31条の読替規定により、整理されている。

改正番号法第 30 条及び第 31 条の読替規定適用後の改正法第 69 条

【個人情報保護法の特例】

第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的(独立行政法人等にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第五項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的)のために**特定個人情報**を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために**特定個人情報**を自ら利用することができる。ただし、**特定個人情報**を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意がある場合であり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(二～四 適用除外)

【情報提供等の記録についての特例】

第 69 条 行政機関の長等は、**利用目的**以外の目的のために**情報提供等の記録**を自ら利用してはならない。

(2～4 適用除外)

- ▷ また、改正法では、条例第 9 条の 3 (特定個人情報の提供の制限) のような番号法第 19 条各号の確認的規定は置かれていない。
- ▷ 特定個人情報及び情報提供等記録に関する規定を、引き続き規定する必要があるのかどうか。

5. 電子計算機処理の制限について【条例 11 条】

第 11 条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に規定があるとき。

(2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

▷ 電子計算機処理の制限に関する平成 9 年報告書の内容はつぎのとおりである。

1 電子計算機処理は、情報を大量かつ容易に、しかも遠隔地から検索、集中、結合することが可能であり、記録内容、処理過程も不透明であることから、市民が有する不安感や個人の権利利益の侵害のおそれに対処するために、個人情報を電子計算機処理する場合は慎重に行う必要がある。

2 思想、信条、宗教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報の電子計算機処理については、原則禁止とし、ここに掲げる場合に限り、例外的に認めるものとする。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ附属機関の意見を聴いた上で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

▷ 平成 9 年当時は、インターネットが家庭に普及し始めた初期の段階であったが、令和元年のインターネット利用率（個人）は 89.8%に達しており、コミュニケーションツールとして広く利用されている状況である。

- ▷ 本市における個人情報の取扱いについても、条例制定時はまだ紙媒体での書類管理や職員の手作業による事務処理が多く、大量の個人情報を取り扱う事務について、順次基幹系の情報処理システムを構築して情報処理を行ってきた。
しかしながら、最近では、市民のインターネットの利用が一般化して行政手続に対応したクラウドサービス等の選択肢も増え、安全性が確保されて国や他自治体で採用事例のあるクラウドサービス等が容易に調達できるようになり、本市においても所管課が新たな事務を行おうとするときは、業務スキームを迅速に構築し、安全かつ正確に処理するため、ICTを活用することが通常となっている。
- ▷ 現在、条例第 11 条の規定に基づく審議会への諮問事案については、新たな情報システム構築において本市情報セキュリティポリシーの基準を満たしているものは、審議会への諮問案件の増加と諮問事務の遅延による市民サービスの低下を防止するため、審議会の報告事項とする類型化が図られてきたところである。
- ▷ 改正法第 129 条では、地方公共団体に置く審議会への諮問について規定しているが、個人情報保護委員会としては、審議会の役割は個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や制度のあり方に関する調査審議に主な役割となることを想定しており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることを許容しないとしている。これは、法による全国的な共通ルールのもとで、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られるためとしている。
- ▷ 新たに電子計算機処理を行おうとするときに個別事案ごとに個人情報保護審議会の意見を聴くことは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されないものと整理されているがどうか。

6. 電子計算機結合の制限について【条例 12 条】

第 12 条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第 7 条第 3 項ただし書の規定を準用する。

第 7 条第 3 項 …。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

▷ 電子計算機結合の制限に関する平成 9 年報告書の内容はつぎのとおりである。

1 電子計算機結合は、結合により、保有している個人情報へのアクセスが無制限に行われ、個人の権利利益を侵害するおそれ大きいことから原則禁止とする。ただし、電気通信を活用しての情報処理は、高度情報通信社会の実現のためには不可欠であるので、ここに掲げる場合に限り、例外的に認めるものとする。

2 電気通信とは、有線・無線その他の電磁的方法により、符号・音響又は映像を送り伝え又は受けることをいう。（電気通信事業法第 2 条）

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が附属機関の意見を聴いて、公益上特に必要があると認められるとき。

▷ 政令指定都市において電子計算機結合の制限規定を置いている都市は 20 市中 19 市であり、制限の例外として法令に規定があるときに可能としている都市は 10 市、審議会の意見を聴くことを条件としている都市は 16 市（うち 1 市は、報告事項）である。

▷ 総務省から地方公共団体に平成 29 年 5 月 19 日付で発出された通知において、個人情報保護条例におけるオンライン結合制限

は、オンライン結合を禁止していない行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、条例の見直しを行うことについて技術的助言があった。

また、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「未来投資戦略 2018」では、デジタルガバメントの観点から「クラウド・バイ・デフォルト」の原則のもと、行政情報システムや教育・医療等に係る行政サービスの質・コスト両面での改善のため、国・地方公共団体が密接に関連して、クラウドサービスの活用を強力に推進していくこととされ、これを受けて平成 31 年 3 月 28 日付で総務省から条例におけるオンライン結合制限の規定を見直しすることについて技術的助言があった。

- ▷ これは、個人情報の利用目的以外での利用・提供を原則禁止していること、IT を活用した個人情報の利用の拡大は、行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは実態に則しないし、合理性に欠くとの考えに基づいている。
- ▷ また、改正法第 129 条では地方公共団体に置く審議会への諮問について規定しているが、個人情報保護委員会としては、審議会の役割は個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や制度のあり方に関する調査審議に主な役割となることを想定しており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることを許容しないとしている。これは、法による全国的な共通ルールのもとで、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られるためとしている。
- ▷ 個人情報保護委員会では、条例にオンライン結合制限に関する規定を置くことは許容されないものとして整理されているがどうか。

7. 開示請求に係る存否応答拒否の審議会への報告義務について【条例17条の2-2項】

第17条の2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで、第16条各号のいずれかに該当する個人情報等を開示することとなるときは、当該個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに審議会に対し、その旨を報告しなければならない。

- ▷ 開示請求に対して、プライバシー保護等の観点から、例外的に個人情報等の存否を明らかにしないで当該個人情報等開示請求を拒否することができる場合がある。存否応答拒否は、例外的な規定であるため、安易な運用は個人情報等開示請求権を侵害することになりかねないため、実施機関が存否応答の拒否決定を行ったときは、その厳格かつ適切な運用を確保するために、速やかに審議会にその旨を報告しなければならない。
- ▷ 個人情報の存否に関する情報については、改正法第81条において条例第17条の2第1項と同趣旨の規定が置かれているが、条例第17条の2第2項の規定のような存否応答拒否を行ったときに、審議会に対して報告することを義務づけてはいない。
- ▷ 条例に基づく存否応答拒否決定は、現状として非常に少ない状況であるものの、審議会への報告義務を引き続き規定する必要があるのかどうか。

(存否応答拒否件数：令和3年度12月末まで0件/154件、令和2年度 2件/380件、令和元年度 0件/216件)

8. 通知書に非開示事由に該当しなくなる時期の明示することについて【条例 19 条 3 項】

第 19 条 1～2（略）

3 前項の規定により、開示請求に係る個人情報等の開示をしない旨（第 17 条の規定により開示請求に係る個人情報等の一部の開示をしないことを含む。）を通知する場合において、当該開示請求に係る個人情報等の全部又は一部が第 16 条各号に掲げる個人情報等に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

- ▷ 非開示（部分開示を含む。）の決定を行う場合には、通知書に非開示の理由を提示しなければならない。その際に、非開示とした個人情報条例 16 条各号の非開示事由に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することが可能な場合は、請求者の便宜のため、その時期を付記しなければならない。
- ▷ 改正法 82 条（開示請求に対する措置）の規定では、非開示事由に該当しなくなる時期を通知書に付記する規定は置かれていないが、引き続き本条を規定する必要があるのかどうか。

9. みなし非開示等決定について【条例 19 条 6 項, 24 条 5 項, 25 条の 4 - 4 項】

第 19 条 1～5 (略)

6 開示請求者は、実施機関が請求書の提出があった日から起算して 45 日を経過した後においても開示決定等を行わないときは、開示請求に係る個人情報等の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

第 24 条 1～4 (略)

5 第 19 条第 5 項及び第 6 項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

第 25 条の 4 1～3 (略)

4 第 19 条第 5 項及び第 6 項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

- ▷ 条例では、実施機関が開示請求、訂正請求及び利用停止請求の提出の日から起算して 45 日を経過しても決定を行わないときは、請求者の救済を目的として、請求者は非開示決定、訂正しない旨の決定及び利用停止しない旨の決定があったものとみなすことができ、直ちに審査請求や取消訴訟を提起できる。
- ▷ 本市の運用状況では、実施機関は開示等請求のすべてに対して、開示等決定を行っている状況である。
- ▷ 一方、改正法第 84 条の規定では、対象公文書が著しく大量のため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示等決定後 60 日以内に相当の部分についての開示等決定を行い、残りの部分は相当の期間内に決定すればよい。その際、延長を通知するとき、残りの開示決定等をする期限を付して通知する必要があるものの、法定された期限はなく、処分庁の作業時間を考慮して期限を設定することが可能となっている。
 なお、当該期限が経過した後も何らの処分もしないことは一般的には違法となり、不作為についての審査請求を行うことが可能である。
- ▷ このような状況のなかで、みなし非開示等決定を引き続き規定する必要があるのかどうか。

10. 開示時の本人確認について【条例 20 条 4 項】

第 20 条 1～3（略）

4 第 18 条第 2 項の規定は、開示請求に係る個人情報等の開示を受ける者について準用する。

第 18 条 1（略）

2 開示請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報等の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- ▷ 個人情報等を開示するときに、開示請求者以外の者に個人情報等を開示することがないように、自己が開示請求者であることを証明するための必要書類の提出又は提示を求めている。
- ▷ 開示請求権を有する者は、条例では、本人、法定代理人及び弁護士等 8 士業に限定した任意代理人としているが、改正法では、本人、法定代理人及び本人の委任に基づく代理人である。
- ▷ 改正法では、開示実施時点での本人確認書類の提出又は提示を求める規定はないが、引き続き条例で規定する必要があるのかどうか。

11. 簡易な開示について【条例 21 条】

第 21 条 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報等については、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第 19 条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報等の開示をしなければならない。

- ▷ 簡易な開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、開示請求者の利便を図るため、
 - (1) 開示の要望が高いもの
 - (2) 開示について即時性が要求され、実務上も対応が可能なもの
 - (3) 個人情報等の記録が定型的であり、開示に対する判断をあらかじめ一律に行うことが可能なものについて、対象となる個人情報及び開示方法を神戸市公報により告示し、決定の通知のほか開示も文書によることなく、口頭による開示も可能としている。

- ▷ 令和 2 年度では、教育委員会における高等学校等の入試結果等について簡易開示を 809 件行った。

- ▷ 改正法では、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行うべき旨規定されており、口頭による簡易な開示は認められてはいない。

- ▷ このような状況のなかで、引き続き同様の仕組みを導入する必要があるのかどうか。

12. 訂正請求時の証明資料の提出について【条例 23 条 2 項】

第 23 条 1 (略)

2 訂正請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければならない。

- ▷ 条例にいう「訂正」とは、事実の誤りを正しくすることや、情報が不完全な場合に不足している情報を加えたり、事実と異なる情報を削除することをいうが、現行条例では、訂正請求するにあたり訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料の提出を求めている。
- ▷ 改正法では、証明資料の提出を求めているが、訂正請求書に「訂正請求の趣旨及び理由」を記載する必要があり、「理由」によって、それを裏付ける根拠を明確かつ具体的に記載しなければならないとしている。
- ▷ 個人情報保護委員会では、請求者が訂正を希望する事実を不正確と考える根拠を示すことを超えて、請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出又は提示しなければならないこととするのは、請求者に対して一方的に当該請求の内容が事実と合致することの立証責任を課すこととなることから、そのような規定を置くことはできないとしているがどうか。

【改正法】

第 90 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。(略)

13. 出資法人の講ずべき措置について【条例 30 条】

第 30 条 市が資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち規則で定めるものは，この条例に基づき市の施策に準じて，個人情報の保護のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

▷ 出資法人の講ずべき措置に関する平成 9 年報告書の内容はつぎのとおりである。

- 1 出資法人は，市とは別人格の独立した法人であり，事業運営における自主性，独立性を有している。しかし，市との関係から，個人情報の保護に関しては，一般の民間事業者を上回る保護措置を講じ，民間事業者の模範となるべきことが期待される。そこで，市と密接な関係を有する法人については，市の施策に準じて必要な個人情報の保護措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 2 「市の施策に準じて」とは，個人情報の保護に関する市の施策を基準として，これに則してということの意味している。
- 3 「個人情報の保護のために必要な措置」とは，個人情報の取扱いに関する規程の作成，責任体制の明確化とその整備，職員に対する啓発や研修の実施等をいう。
- 4 原則として市が 50%以上出資している法人を対象とすることが適当である。

▷ 本条は、市の出資が 50%以上の法人を対象として、「市の施策に準じて」必要な措置をとることを努力義務として課している。

▷ 出資法人は、平成 17 年 4 月以降は個人情報保護法の適用を受け、個人情報取扱事業者としての義務規定が課されている。

▷ 今回の法改正を受けて、本市は改正法第 5 章の地方公共団体共通ルールの規律を課されることになる。そうすると、出資法人に課される規律は、改正法第 4 章（個人情報取扱事業者等の義務等）を中心となるところ、「市の施策に準じて」となれば、改正法第 5 章（行政機関等の義務等）の規定に準ずることになり矛盾が生じるが、出資法人に対する努力義務を引き続き規定する必要があるのかどうか。

14. 市職員の人事等に関する個人情報について【条例 35 条 3 項】

第 35 条 1・2 (略)

3 第 6 条, 第 11 条第 1 項及び第 12 条 (審議会に係る部分に限る。) 並びに第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定は, 実施機関の職員又は職員であった者の人事, 給与, 服務, 福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については, 適用しない。

▷ 市職員の人事等に関する平成 9 年報告書の内容はつぎのとおりである。

6 この制度は, 本来市民の権利利益を保護することを目的とするものであり, 市の職員の人事等に関する個人情報は, 専ら市の内部管理に係る事務に関するものであるからこの制度の適用は全面的には, 受けないものとする。

▷ この条例は, 本来市民等の権利利益を保護することを目的とするものであり, 実施機関の職員の人事, 給与, 服務, 福利厚生等に関する個人情報は, 専ら実施機関の内部管理に係る事務に関するものであるから, 「個人情報等取扱事務の届出」、「電子計算機処理及び結合」、「開示・訂正・利用停止請求等」に関する規定を適用しないものとしている。

▷ 「個人情報等取扱事務の届出」については, 改正法のもとでは条例に基づく個人情報等取扱事務目録に沿うものとして, 個人情報ファイルを作成することになる。また, 各機関は個人情報ファイルの内容が明らかになるように帳簿 (個人情報ファイル簿) を作成し公表することになるが, 職員の人事, 給与もしくは福利厚生に関する事項については, 除外されている。

▷ 「電子計算機処理及び結合の制限」については, 改正法では条例と同趣旨の規定は存在しない。

▷ 「開示請求等」については, 改正法第 76 条第 1 項において「何人も」請求することができ, 職員も請求が可能である。ただし, 地方公共団体が行う人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報については, 不開示情報 (法 78 条 1 項 7 号へ) として取り扱うことを可能としている。

▷ 引き続き、本条のような適用除外を置くことが必要であるかどうか。